

高知市街路市お試し出店事業におけるテント貸出要領

(目的)

第1条 街路市へ新しく出店する際に、街路市専用テント（以下「街路市テント」という。）が必要である。しかし、街路市テントは近年価格が高騰し、新規出店者が街路市テントを確保することが困難な状況にあり、空いている小間が増加している。そういった課題を解決すべく、出店時に必要な街路市テントの貸出を行うもの。この要領において、出店時に必要な街路市テントの貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 テントの貸出を受けることができる者は、次の各号をすべて満たし、高知市が管理運営を行う街路市（火曜市、木曜市、金曜市、日曜日）への出店目的のために利用するものとする。

- (1) 街路市の出店者登録基準を満たす新規臨時出店者
- (2) 街路市にかかる広報に協力できる者

(貸出用の街路市テント数)

第3条 街路市テントの貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）につき1張貸し出し、原則として、申請者が属する世帯（申請時点における世帯）につき、当該世帯がこれまでに街路市テントの貸出承認を受けた回数を通算して、1回のみ街路市テントを利用することが可能とする。

2 前項に定める1回とは、市長が貸出承認を行ったことをもって1回とする。

(貸出期間)

第4条 貸出日から返却日を含めて180日以内とする。

(貸出申請)

第5条 申請者は、街路市テント使用申込書（様式1号）に必要な事項を記入して、使用予定日の2週間前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出を承認するものとする。

- (1) 申請者が第9条の規定により貸出の承認の取消しを受けているとき。
- (2) 市長が貸出について適当でないと認めたとき。

2 市長は街路市テントの貸出しに関し、必要な条件を付けることができる。

(貸出料)

第7条 街路市テントの貸出料は無料とする。

(使用者の義務)

第8条 街路市テントの貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出期間中、善良な管理者の注意をもって街路市テントを管理すること。
- (2) 街路市テントは、承認を受けた高知市が運営管理を行う街路市での使用以外の目的での使用又は転貸をしてはならない。

(3) 使用者は、貸出日から3か月経過した時点で中間報告書を提出すること。また、貸出用の街路市テントを返却する際に最終報告書を提出すること。

(4) 出店時には「お試し出店事業」の掲示物を掲示すること。

(6) その他市長が付した条件に従って街路市テントを使用すること。

(貸出承認の取り消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸出の承認を取り消すこととする。

(1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽の申請内容により貸出承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、貸出の承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(貸出及び返却)

第10条 街路市テントの貸出し及び返却は、市長が指定する場所において、市の職員の立会いのもとに行うものとする。

2 前項の職員は、貸出し時及び返却時に、破損箇所等の有無について確認するものとする。

3 第1項の貸出し及び返却は、次に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うものとする。

(1) 水曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(賠償等)

第11条 使用者は、故意または過失により、街路市テントに破損、汚損、紛失等の損害を生じさせたときは、市長の指示に従い、使用者の責任及び負担において原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 街路市テントの使用により生じた事故等については、使用者の責任において処理するものとする。

3 市長は、街路市テントの使用により使用者が被った損害等に対する賠償責任は負わないものとする。

(庶務)

第12条 専用テントの貸出等に関する庶務は、商業振興課において処理する。

附 則

この要領は、令和8年7月21日から施行する。